

1. 生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業－ノンステップバス）

1-1. 趣旨説明

本件につきましては、ノンステップバス車両導入補助に関する令和5年度補正予算及び令和6年当初予算が国土交通省に計上されたことから、国土交通省の「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき、交通事業者が交通会議の承認を受けて所定の「生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）」（以下「改善計画」という。）の提出を行うものです。

改善計画の提出により交通事業者は、ノンステップバス車両の導入にあたって、交付要綱に基づく補助金の交付を受けることが可能となり、バリアフリー化を推奨する事業者の負担軽減と、藤沢市域での導入促進を図るものです。

1-2. 計画概要

バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者	
ノンステップバス車両の導入（大型（車長9m以上））	
・神奈川中央交通株式会社：11台	・江ノ島電鉄株式会社：7台

バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額					
令和6年度					
事業の名称	総事業費 割合	国費割合	都道府県 負担割合	市区町村 負担割合	事業者 負担割合
大型ノン ステップバス 車両導入	436,105 千円	25,200 千円	千円	千円	410,905 千円
	100%	5.8%	%	%	94.2%
※総事業費については見込み額を記載。					

1-3. 改善計画（案）

改善計画の案は、次頁以降に示すとおりです。

以上

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業-ノンステップバス）

令和6年8月 日

（名称）藤沢市地域公共交通会議
（代表者名）会長 岡村 敏之 印

1. 生活交通改善事業計画の名称
令和6年度 ノンステップバス車両導入促進計画
2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性
高齢者、障がい者をはじめ、車いす使用者、歩行困難者、ベビーカー使用者等の段差の移動を負担に感じる全てのバス利用者に対して、誰もが安全に利用しやすいノンステップバスを導入し、公共交通のバリアフリー化を図ることで、公共交通の利用環境の改善と誰もが社会参加できる機会を増やすことを目的とする。
3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果
（1）事業の目標
国が定める『移動円滑化の促進に関する基本方針』により、国では令和7年度末までに約4万台のノンステップバスの導入を目指していることから、藤沢市域内の導入促進を図ります。
（2）事業の効果
ノンステップバス車両を導入し、高齢者や障がい者など誰もが乗降しやすくなることで、利用者の移動円滑化や利便性向上が図られる。さらに高齢者等の外出促進につながることや自家用車からバス利用への転換などにより、バス利用者の増加に寄与する。自家用車からの転換については、環境負荷の低減も期待できる。
4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者
（1）事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）
【内容】 ノンステップバス車両の導入 【藤沢市合計】 大型（車長9m以上）18台 【業者別内訳】 神奈川中央交通株式会社：大型11台 江ノ島電鉄株式会社：大型7台
【実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率】 神奈川中央交通株式会社、江ノ島電鉄株式会社 身体、知的：普通旅客運賃 5割、定期旅客運賃3割 精神：設定なし
（2）関連事項（以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載）
〈バス車両の導入に係る事業〉 事業を実施する地域における車いす対応車両（ノンステップバス、ワンステップバス及びリフト付きバス）等の導入台数。（令和6年3月31日時点） ・ノンステップバス：136台、ワンステップバス：70台、リフト付きバス：0台 ・乗合バス車両の総車両台数：206台

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額					
令和6年度					
事業の名称	総事業費 割合	国費割合	都道府県 負担割合	市区町村 負担割合	事業者 負担割合
大型ノンステップバス 車両導入	436,105 千円	25,200 千円	千円	千円	410,905 千円
	100%	5.8%	%	%	94.2%

※総事業費については見込み額を記載。

6. 計画期間					
以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。 ●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載					
事業の名称	令和6年度				
	4月	6月	9月	12月	3月
大型ノンステップバス車両導入	<p style="text-align: center;">交付決定後着手予定</p> <p style="text-align: center;">●—————●</p> <p style="text-align: right;">2月28日完了予定</p>				

7. 協議会の開催状況と主な議論
<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年4月25日（第1回）藤沢市地域公共交通会議設立 ・令和6年7月11日 神奈川中央交通株式会社、江ノ島電鉄株式会社の車両の導入方針及び令和6年度の導入計画について合意。 ・<u>令和6年8月書面開催</u> <u>（第28回藤沢市地域公共交通会議の結果を記載予定）</u>

8. 利用者等の意見の反映
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>（第28回藤沢市地域公共交通会議の市民委員等からの意見を記載予定）</u>

（次ページに続く）

9. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	・ 神奈川県 県土整備局 都市部 交通政策課
関係市区町村	・ 藤沢市 計画建築部
交通事業者・交通施設管理者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般社団法人神奈川県タクシー協会相模支部藤沢地区会 ・ 神奈川中央交通株式会社 ・ 江ノ島電鉄株式会社 ・ 藤沢警察署 ・ 藤沢北警察署
一般旅客事業者の組織する団体	・ 神奈川県交通運輸産業労働組合協議会
地方運輸局	・ 関東運輸局神奈川運輸支局
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 神奈川県 県土整備局 藤沢土木事務所 ・ 藤沢市 道路河川部
その他協議会が必要と認める者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民 ・ 東洋大学教授 ・ 特定非営利活動法人のりあい善行（市民組織） ・ おでかけ六会協議会（市民組織）

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）神奈川県藤沢市朝日町1番地の1

（所 属）藤沢市 計画建築部 都市計画課

（氏 名）熊澤 豊

（電 話）0466-50-3537

（e-mail）fj-tosikei@city.fujisawa.lg.jp